

## 第 17 回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和 3 年 11 月 25 日 (木)
- 2 開閉時間 午後 5 時 00 分開会 午後 6 時 00 分閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3 階会議室
- 4 出席委員 13 人  
1 番 寺崎秀子      2 番 小野寺昭一      3 番 坂上 修      4 番 佐藤美頭雄  
5 番 斉藤哲子      6 番 開澤克明      7 番 山崎禎彦      8 番 鈴木英博  
9 番 松田直人      10 番 相澤峰基      11 番 北村浩光      13 番 舟根 禎  
14 番 吉本 憲
- 5 欠席委員 12 番 西永和美
- 6 会議出席 岡野事務局長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 8 番 鈴木英博、9 番 松田直人
- 9 議事内容  
報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
報告第 2 号 土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指定について  
議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について  
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 3 号 農用地利用集積計画の要請について  
議案第 4 号 土地の現況証明書の交付について

## 10 議事録本紙

議長 これから、第17回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。  
会議の成立ですが、現在の出席委員数は13名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第9条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。

諸般の報告です。

(会長行動等を朗読で報告)

議長 日程第1、本日の議事録署名委員の指定を行います。

本会議の議事録署名委員は、8番委員、9番委員にお願いします。

議長 続きまして、日程第2報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、日程第3報告第2号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指定について」が報告事項ですので、事務局から説明願います。

主事 それでは、議案2頁をご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」でございます。

相続による農地取得の届出がありましたので報告します。

議案3頁から6頁までをご覧ください。

番号が5番、6番の2件でございます。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりでございます

位置図については、別冊説明資料の1頁から4頁までに載せてありますので、ご確認願います

続きまして、議案8頁をご覧ください。

報告第2号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」でございます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の第4項の規定による土地の現況証明願書の提出があったので、現地確認するため、鷹栖町農業委員会会長専決規程第3条第9号の規定に基づき、1番の現地確認委員、小野寺委員、坂上委員、北村委員、2番の現地確認委員、吉本会長、松田委員、相澤委員の3人の指名について、専決処分しましたので報告します。

報告について以上です。

議長 報告事項ですが、質問等があればお答えします。

委員 無しの声

議長 無ければ、次の日程に入ります。

議長 続きまして、日程第4議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題に供します。事務局より議案の説

明をお願いします。

局長

それでは、議案 10 頁をご覧ください。

議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」でございます。

合意解約通知の受理に伴い、合意解約による賃貸借の解約成立の確認について、審議を求めるものでございます。

議案は 11 頁から 14 頁までをご覧ください。

番号が 54 番から 63 番までの 10 件の通知を受理しております。

合意解約の理由については、備考欄に記載のとおりで、54 番、55 番、59 番、60 番、61 番、62 番、63 番については、売買による解約でございます。

56 番、57 番、58 番については、借主の離農による解約でございます。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は、それぞれ、議案に記載のとおりです。

通知のあった合意解約の引渡し時期が 6 か月以内であるかの確認については、全て合意解約成立日と同日で引渡しとなっているので、要件が合致していると確認しています。

なお、議事参与の制限を受ける案件がございます。

55 番の案件については、舟根代理、61 番、62 番の案件については、小野寺委員が、それぞれ、議事参与の制限を受ける案件となっています。

説明は以上です。

議長

55 番の案件から審議いたします。

13 番委員

議事参与を受ける案件となっていますので、退席します。

議長

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

55 番の案件について認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

55 番の案件については、認めると決定しました。

13 番委員

着席

議長

続いて、61 番、62 番の案件について審議いたします。

2 番委員

議事参与を受ける案件となっていますので、退席します。

議長

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

61 番、62 番の案件について認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

61 番、62 番の案件については、認めると決定しました。

2 番委員

着席

議長

残りの案件について審議いたします。

委員 質疑ございませんか。

議長 無しの声

委員 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議長 残りの案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは残りの案件について認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第5議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案16頁をご覧ください。

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

議長 農地法第3条の規定に基づき、農地等の権利移転に係る許可の可否について審議を求めます。

議長 議案は17頁、18頁をご覧ください。

議長 番号が3番で1件の許可申請がありました。

議長 土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、譲渡人、譲受人の住所、氏名、経営地、契約の種類、住宅からの距離、売買価格につきまして、議案に記載のとおりです。

議長 この案件につきましては、譲渡人の離農に伴い、宅地と併せて畑を購入する内容となっております。

議長 位置図は、説明資料の5頁に載せてありますのでご確認願います。

議長 農地法第3条の許可要件については、説明資料の6頁の調査書のとおりで、調査の結果としては要件を満たしていると判断をしました。

議長 説明は以上です。

議長 それでは、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。

委員 質疑ございませんか。

議長 無しの声

委員 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第6議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」を議題に供します。

議長 事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案20頁をご覧ください。

議長 議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」でございます。

議長 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により農用地利用集積計

画を定めることについて審議を求めるものでございます。

議案は 21 頁から 24 頁までをご覧ください。

番号が 8 番から 11 番までの 4 件でございます。

売買による集積で、所有権を移転する農用地の所在、地番、現況地目、面積、所有権を移転する者並びに所有権の移転を受ける者の住所、氏名、経営地、所有権の移転時期、対価、対価の支払方法、対価の支払時期、引渡しの時期は議案の記載のとおりです。

位置図は、別冊、説明資料の 7 頁から 13 頁までに、調査書は、14 頁から 17 頁までに載せてありますので併せてご確認願います。

なお、10 番の案件について、小野寺委員が議事参与の制限を受けるものとなっています。

あっせん案件でございますので、担当の委員さんより、あっせんの補足説明をお願いします。

議長 8 番です。

7 番委員 あっせん期間が、10 月 30 日から 11 月 15 日まで、反当 160,000 円と 210,000 円で成立しています。

議長 9 番です。

10 番委員 10 月 18 日から 11 月 18 日まで、あっせん回数 6 回で、ほぼ評価額とおりで成立しています。

議長 10 番です。

11 月 4 日から 11 月 20 日まで、あっせん回数が 3 回で成立しています。

11 番です。

11 月 2 日から 11 月 23 日まで、あっせん回数が 4 回で成立しています。

議長 それでは、10 番の案件から審議いたします。

2 番委員 議事参与を受ける案件となっていますので、退席します。

議長 質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

10 番の案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 10 番の案件については、認めると決定しました。

2 番委員 着席

議長 残りの案件について審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

残りの案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは残りの案件について認めると決定しました

議長 続きまして、日程第 7 議案第 4 号「土地の現況証明書の交付について」

を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長

それでは、議案 26 頁をご覧ください。

議案第 4 号「土地の現況証明書の交付について」でございます。

北海道農地法関係事務処理要領第 8 の第 4 項の規定による土地の現況証明書交付の可否について、審議を求めるものです。

議案 27 頁、28 頁をご覧ください。

番号が 7 番、8 番の 2 件でございます。

土地の所在、地番、登記簿地目、面積、土地の所有者、申請人の住所、氏名は記載のとおりで、証明が必要な理由は、地目変更のためです。

7 番について、航空写真は説明資料の 18 頁、現地写真は 19 頁、調査票は 20 頁に載せてありますので、ご確認ください。

8 番について、航空写真は説明資料の 21 頁、現地写真は 22 頁、調査票は 23 頁に載せてありますので、ご確認ください。

報告第 2 号で報告したとおり現地確認委員を指名し、現地確認を行いました。

現地確認について、現地確認委員から現地の状況を報告願います。

2 番委員

はい、7 番の案件について、11 月 10 日、坂上委員、北村委員、私と事務局で現地調査を行いました。

願出のあった土地は長年耕作されておらず、森林化されており、将来的にも農地として使用することが困難であるため、農地以外であると判断しました。

報告は以上です。

9 番委員

8 番の案件について、11 月 18 日、吉本会長、相澤委員、私と事務局で現地調査を行いました。

願出のあった土地は田として利用しており、農地であると判断しました。

報告は以上です。

議長

それでは、議案第 4 号「土地の現況証明書の交付について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 4 号「土地の現況証明書の交付について」認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第 4 号「土地の現況証明書の交付について」は、認めると決定しました。

議長

日程については以上になります。

その他に入ります。

局長

議案 29 ページ、その他の案件です。

1 番、次回の定例会についてです。

次回、第18回の日程ですが12月20日(月)の16時30分からの開催で考えていますがよろしいでしょうか。

議長

よろしいですか。

委員

問題なしの声

議長

それでは12月20日(月)の16時30分からでお願いします。

局長

続きまして2番、農地移動適正化あっせん経過報告についてです。

追加のあっせん申出がありましたので、あっせん委員の指名についてお願いします。

議長

私から指名してもよろしいでしょうか。

委員

問題なしの声

議長

19番は、4番委員、6番委員、20番は、1番委員、5番委員、12番委員と私、21番は、1番委員、5番委員、12番委員と私、22番は、2番委員と3番委員でお願いします。

局長

主な関係機関の日程については議案に記載のとおりですのでご確認ください。

事務局からは以上です。

議長

それでは、以上をもって第17回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。